

がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領

7 水推第1635号
令和8年4月7日
水産庁長官通知

第1 事業の実施

漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱（令和7年3月31日付け6水推第1554号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第4の2の（1）に基づく事業の実施は、以下によるものとする。

1 事業の趣旨

（1）漁業の収益性向上の事業

漁業の収益性向上の事業は、以下の取組を行うことにより、漁業の復興を推進しようとするものである。なお、第3の1の（3）に該当する漁業者による取組である場合は、福島県及び近隣県（青森県、岩手県、宮城県、茨城県及び千葉県）への水揚量又は水揚高の増大による地元貢献に努めること。

ア 操業海区グループ又は漁業種類ごと等に、新たに省エネ高性能漁船等を導入して漁船の適正規模化などを実施し、次期代船建造が可能となる収益性の向上を目指した取組
イ 既存船を活用し、漁業の償却前利益の確保を目標とした安定的な水産物の生産体制の構築に資する取組

（2）福島県沿岸における漁業の生産回復の事業

福島県沿岸における漁業の生産回復の事業は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受け、漁業再開後に漁獲量の回復に取り組む漁業者等が、新船の導入又は既存船の活用により、漁獲量を震災前の5割以上に回復させることを目標とした水産物生産体制の構築に資する取組を行うことにより、漁業の復興を推進しようとするものである。

（3）養殖業の振興に資する事業

養殖業の振興に資する事業は、被災地域の養殖業者等が収益性の向上等に取り組む新たな生産体制による養殖生産を行うことにより、養殖業の復興を推進しようとするものである。

2 事業の内容（第1の1の（1）及び（2）の事業）

（1）事業実施者（交付等要綱第4の2の（1）に規定する「地域復興協議会が選定した水産業協同組合等」をいう。以下同じ。）は、交付等要綱第4の1の（2）のウの認定復興計画（以下「認定復興計画」という。）に基づき1の（1）及び（2）の事業に取り組む漁業者（以下単に「漁業者」という。）と別添1―1のがんばる漁業・養殖業復興支援事業操業費用等経費算定基準（以下「操業費用等算定基準」という。）に基づき、操業契約等を締結するものとする。ただし、事業実施者自らが、認定復興計画に基づいて、これらの

事業に取り組む場合は操業契約等の締結の必要はない。

- (2) 事業実施者が第3の1の(3)に該当する漁業者のうち隣県（茨城県及び宮城県）の沿岸漁業者（沖合底びき網漁業を含む。）である場合は、関係者間で協議の上、震災前の入会操業の状態に戻すことを是とする旨を認定復興計画に明記するものとする。
- (3) (1)の規定により事業実施者と操業契約等を締結した漁業者（以下「契約漁業者」という。）は、1の(1)及び(2)の事業に係る新しい操業体制による漁獲・水揚げ・出荷等を行うものとする。なお、(1)のただし書の場合にあっては、事業実施者が新しい操業体制による漁獲・水揚げ・出荷等を行うものとする。
- (4) 事業実施者は、契約漁業者に対し、操業費用等算定基準に基づき、操業に必要な費用を支払うものとする。
- (5) この事業における漁船の運航に要する燃油、資材、販売管理その他事業を行うために必要な経費については、事業実施者が直接支払うものとする。ただし、事業実施者と漁業者等で別途取り決めた場合はこの限りではない。
- (6) この事業における漁獲物は、事業実施者が認定復興計画に基づいて販売するものとする。契約漁業者は漁獲物について、認定復興計画に基づく善良な品質管理をしなければならないものとする。
- (7) 事業実施者は、3の各事業期間の終了後及び全ての事業終了後、損益計算を行うとともに事業の結果を取りまとめ、認定復興計画の参加者等に対して普及・啓発を図るものとする。

2-2 事業の内容（第1の1の(3)の事業）

- (1) 事業実施者は、認定復興計画に基づき1の(3)の事業に取り組む養殖業者（以下単に「養殖業者」という。）と別添1-2のがんばる漁業・養殖業復興支援事業生産費用等経費算定基準（以下「生産費用等算定基準」という。）に基づき、生産契約等を締結するものとする。漁船漁業と養殖業との兼業に取り組む場合にあっては、養殖業分については生産費用等算定基準に基づき生産契約等を、それ以外の漁業分については操業費用等算定基準に基づき操業契約等を、それぞれ締結するものとする（同一漁船を養殖業とそれ以外の漁業に併用する場合など、経費を分けることが困難な場合にあっては、当該経費を別添1-2の生産契約等に含まれることができるものとする）。ただし、事業実施者自らが、認定復興計画に基づいて、養殖業の振興に資する取組等を行う場合は操業契約、生産契約等の締結の必要はない。
- (2) (1)の規定により事業実施者と生産契約等を締結した養殖業者（以下「契約養殖業者」という。）は、収益性の向上等に取り組む新たな生産体制による養殖生産を行うものとする。なお、(1)のただし書きの場合にあっては、事業実施者が収益性の向上等に取り組む新たな生産体制による養殖生産を行うものとする。
- (3) 事業実施者は、契約養殖業者に対し、生産費用等算定基準に基づき、養殖生産に必要な費用を支払うものとする。漁船漁業と養殖業との兼業に取り組む場合にあっては、養殖業分については生産費用等算定基準に基づき、それ以外の漁業分については操業費用等算定基準に基づき必要な費用を支払うものとする。
- (4) この事業における養殖生産に必要な種苗、餌、燃油その他資材及び器具・備品の取得に

必要な経費並びに販売管理その他事業を行うために必要な経費については、事業実施者が直接支払うものとする。ただし、事業実施者と養殖業者等で別途取り決めた場合はこの限りではない。

- (5) この事業における養殖生産物については、事業実施者が認定復興計画に基づいて販売するものとする。事業実施者及び契約養殖業者は、養殖生産物について認定復興計画に基づく善良な品質管理をしなければならないものとする。また、契約養殖業者が交付等要綱第5の2に規定する者であって、交付等要綱の別表の区分2の経費3の(3)に定める補助率のただし書による定額補助を受ける者については、養殖生産物は全て事業実施者に帰属するものとし、事業実施者はその管理及び販売に関し、認定復興計画に基づく善良なる管理者の注意を以てこれを行わなければならないものとする。
- (6) 漁船漁業と養殖業との兼業に取り組む場合にあっては、漁業に関しては2の(3)から(6)によるものとする。
- (7) 事業実施者は、3-2の各事業期間の終了後及び全ての事業終了後、損益計算を行うとともに事業の結果を取りまとめ、認定復興計画の参加者等に対して普及・啓発を図るものとする。

3 事業期間（第1の1の(1)及び(2)の事業）

- (1) この事業は、1事業期間が1年を超えない期間（第3の1の(2)及び第3の1の(3)に該当する漁業者を対象とした第1の1の(1)のイの事業については、抜本的な操業・生産体制の改革の取組内容において対象となる漁獲物の漁獲可能な期間であって1年を超えない期間）とする。ただし、1航海当たりの航海日数が長期にわたるなどの理由により、これによりがたい場合には、事前に水産庁長官と協議の上、事業期間を定めることができるものとする。
- (2) この事業は、事業を開始した日から起算して3年を超えて実施することはできないものとする。ただし、第3の1の(2)及び第3の1の(3)に該当する漁業者を対象とした第1の1の(1)のイの事業については、事業を開始した日から起算して2年を超えて実施することはできないものとする。
- (3) (1)のただし書の場合において、複数の船（まき網漁業の場合は船団）を使用し、1事業期間当たりグループで1つの事業を実施する場合（以下「集団操業計画」という。）については、各船ごとに1年を超えない期間で操業契約等を締結するものとし、各船ごとの一部又は全部の事業開始日が異なる場合にあっては、3事業期間を通算して事業を実施できる期間は、(2)にかかわらず最初に事業を開始した日から起算して3年6ヶ月を超えない範囲で定めるものとする。

3-2 事業期間（第1の1の(3)の事業）

- (1) この事業の1事業期間は、養殖の開始から出荷までとする。ただし、漁船漁業と養殖業との兼業に取り組む場合にあっては、1事業期間は、3の(1)の期間と、養殖の開始から出荷までの期間のうち、いずれか長い方とする。
- (2) この事業は、事業を開始した日から起算して3事業期間（第3-2の3に該当する養殖

業者を対象とする事業については2事業期間)を超えて実施することはできないものとする。ただし、5年(第3-2の3に該当する養殖業者を対象とする事業については4年)を超えて事業を実施することはできないものとする。

4 販売代金の管理等(第1の1の(1)及び(2)の事業)

- (1) 事業実施者は、事業期間中の漁獲物の販売に係る代金を助成金の返還に充てるため、第1の7の(1)のウの承認を受けたがんばる漁業・養殖業復興支援事業実施計画(以下「実施計画」という。)毎の特別勘定を設け、漁獲物の販売に係る代金(通常の操業で発生する漁獲物販売代金等の収入及びその他の収入をいう。以下同じ。)から助成金の返還に必要な額を当該勘定に繰り入れることにより管理するものとする。なお、事業期間中であっても当該勘定に繰り入れられた漁獲物等の販売に係る代金を事業に要する経費の支払いに充てることができる。
- (2) 助成金の返還後になお当該勘定に残った資金については、漁業者等への報奨金を含め、地域復興プロジェクトに活用するものとする。

4-2 販売代金の管理等(第1の1の(3)の事業)

- (1) 事業実施者は、事業期間中の養殖生産物の販売に係る代金(通常の養殖生産で発生する養殖生産物販売代金等の収入(以下「養殖生産物販売代金」という。))及びその他の収入を助成金の返還に充てるため、第1の7-2の(1)のウの承認を受けたがんばる漁業・養殖業復興支援事業実施計画(以下「実施計画」という。)毎の特別勘定を設け、その全額を繰り入れることにより管理するものとする。なお、交付等要綱の別表の区分2の経費3の(3)に定める補助率のただし書きによる定額補助を受ける者以外の者については、事業期間中であっても当該勘定に繰り入れられた養殖生産物販売代金を事業に要する経費の支払いに充てることができる。
- (2) 助成金の返還後になお当該勘定に残った資金については、契約養殖業者及び養殖生産活動に従事した者等への報奨金を含め、地域復興プロジェクトに活用するものとする。

5 事業の終了等(第1の1の(1)及び(2)の事業)

(1) 事業の終了

事業実施者が交付等要綱第5の2に規定する者であって、本要領第3の1に該当する漁業者である場合、事業の終了は以下によることができるものとする。

ア 水産庁長官は、実施計画に基づく当該事業期間の漁獲物販売代金の総額が、第2の4の(1)のアに規定する返還対象額を上回った時は、交付等要綱第4に規定する事業実施主体(特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構。以下「水漁機構」という。)及び事業実施者に対して当該事業の終了を命ずるものとする。

イ 水漁機構は、アの規定により事業の終了を命じられた場合において、事業実施者が既に次事業期間の事業を開始し、水漁機構から当該事業期間に係る助成金の交付を既に受けていたときは、事業実施者に対して当該助成金の全部について返還を命じることとする。

ウ 実施計画に基づく当該事業期間の漁獲物販売代金の総額が、第2の4の(1)のアに

規定する返還対象額を上回った場合において、返還対象額及び返還対象額を上回った額の2分の1（新船導入による漁業の収益性向上の事業にあっては10分の9）に相当する金額を事業実施者が水漁機構に返還するときは、ア及びイの規定にかかわらず、水産庁長官は事業の継続を認めるものとする。

（2）事業の中止等

次のいずれかに該当する場合には、水産庁長官は、水漁機構及び事業実施者に対して事業の中止を命じ、既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることができるものとする。なお、既に事業が終了していた場合にも、同様に、既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることができるものとする。

ア 契約漁業者（2の（1）のただし書の場合にあっては、事業実施者）が漁業経営を中止したとき。

イ 事業実施者と契約漁業者が操業契約等を解除したとき。

ウ 事業実施者が水産庁長官又は水漁機構に対して虚偽の報告を行ったとき。

エ 事業実施者がこの実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は水漁機構から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき。

オ 事業実施者又は契約漁業者がこの事業の実施に関連して法令に違反したとき（ただし、漁業法第28条の規定による処分を受ける場合を除く。）。

カ 事業実施者等又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU 漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関に通報された又は地域漁業管理機関が作成する IUU 漁業に関する一覧表に掲載されたとき。

キ その他水産庁長官が必要と判断したとき。

5-2 事業の終了等（第1の1の（3）の事業）

（1）事業の終了

事業実施者が交付等要綱第5の2に規定する者であって、交付等要綱の別表の区分2の経費3の（3）に定める補助率のただし書きによる定額補助を受ける者については、事業の終了は以下によることができるものとする。

ア 水産庁長官は、実施計画に基づいて生産された当該事業期間の養殖生産物販売代金の総額が、第2-2の4の（1）に規定する返還対象額を上回った時は、事業主体である水漁機構及び事業実施者に対して当該事業の終了を命ずるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認める場合には、既に事業を開始している事業期間に限り、事業の実施を認めるものとする。

イ 水漁機構は、アの規定により事業の終了を命じられた場合において、事業実施者が既に次事業期間（アのただし書きの規定により、実施が認められた事業期間を除く。）の事業を開始し、水漁機構から当該事業期間に係る助成金の交付を既に受けていたときは、事業実施者に対して当該助成金の全部について返還を命じることとする。

ウ 実施計画に基づいて生産された当該事業期間の養殖生産物販売代金の総額が、第2-2の4の（1）に規定する返還対象額を上回った場合において、返還対象額に加え返還対象額を上回った額の2分の1に相当する金額を事業実施者が水漁機構に返還するとき

は、ア及びイの規定にかかわらず、水産庁長官は事業の継続を認めるものとする。

(2) 事業の中止等

次のいずれかに該当する場合には、水産庁長官は、水漁機構及び事業実施者に対して事業の中止を命じ、既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることができるものとする。なお、既に事業が終了していた場合にも、同様に、既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることができるものとする。

ア 契約養殖業者（2-2の（1）のただし書きの場合にあっては、事業実施者）が養殖業経営の中止をしたとき。

イ 事業実施者と契約養殖業者が生産契約等を解除したとき。

ウ 事業実施者が水産庁長官又は水漁機構に対して虚偽の報告を行ったとき。

エ 事業実施者がこの実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は水漁機構から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき。

オ 事業実施者又は契約養殖業者がこの事業の実施に関連して法令に違反したとき（ただし、漁業法第28条の規定による処分を受ける場合を除く。）。

カ 事業実施者等又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU 漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関に通報された又は地域漁業管理機関が作成する IUU 漁業に関する一覧表に掲載されたとき。

キ その他水産庁長官が必要と判断したとき。

6 助成金支払の留保

水産庁長官は、5の（2）のアからキまで及び5-2の（2）のアからキまでのいずれかに該当する疑いがある場合には、水漁機構に対して、その事実関係を確認するまでの間、助成金の支払を留保することを命じることができる。

7 手続等（第1の1の（1）及び（2）の事業）

(1) 事業実施計画の承認等

ア 事業実施者は、事業期間ごとに操業費用等算定基準に従って、認定復興計画に基づく新しい操業体制による漁獲・水揚げ・出荷等に必要の操業費用等経費を算出するものとする。ただし、集団操業計画に基づく事業を実施する場合にあっては、各船ごとに操業契約等を締結した期間に従って、操業費用等経費を算出するものとし、第3の1の（3）に該当する事業実施者においては、収益性向上に取り組む漁船のみを対象として操業費用等経費を算出するものとする。

イ 事業実施者は、2の（1）のただし書の場合を除き、アにより算出した金額を支払う操業契約等を漁業者と締結するものとする。

ウ 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業期間ごとに別記様式第1-1号によるがんばる漁業・養殖業復興支援事業実施計画を水漁機構を經由して水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

エ 水産庁長官は、次の要件が満たされていると認める場合には、当該実施計画を承認するものとする。

(ア) 認定復興計画に沿った内容であること。

- (イ) 1、2、3及び4に規定された内容を満たしていること。
- (ウ) 操業契約等において、事業実施者が、契約漁業者及びその従事者（乗組員等）に対して、操業に最善の努力を払うよう管理する義務を課すとともに、操業状況が好ましくないと判断した時は操業契約等を解除することを定めていること。
- (エ) 助成金の対象とする費用が第2の1の規定に合致していること。
- (オ) 操業契約等に基づき契約漁業者に支払う操業費用等が、操業費用等算定基準に合致していること。
- (カ) 事業実施者及び契約漁業者が適格性を有していること。また、事業実施者及び契約漁業者が本事業の趣旨を理解し、水産庁による本事業の成果等情報の利用に同意していること。なお、過去に本事業の利用実績を有する者である場合は、実施計画の申請のあった日から過去5年間において本要領等の規定に反する行為を行っていないこと。
- (キ) 当該事業を実施する上で漁業調整上及び資源管理上支障がないこと。
- (ク) 実施計画の申請のあった日から過去1年間において漁業に関する法令の違反に係る刑事罰又は行政処分を受けていないこと。
- (ケ) 実施計画の申請のあった日から過去1年間において海事関係法令（海上交通の安全の確保を目的とした海上交通安全法（昭和47年法律第115号）、船舶法（明治32年法律第46号）、船舶安全法（昭和8年法律第11号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）等の法令をいう。）違反による死亡災害が発生していないこと。

オ 事業実施者は、ウの承認を受けた実施計画を変更する場合には、ウ及びエに準じて処理するものとする。ただし、別添2-1で規定する助成金対象経費であって承認された総経費の30パーセント以上の増減を伴わない軽微な計画変更を行おうとする場合には、事前に水産庁及び水漁機構と協議の上、速やかに水産庁長官へ報告することで足りるものとする。なお、水揚港及び事業経費の変更については、水産庁長官が認めた場合に限り（2）のオの実施状況報告書の提出前まで行えるものとする。

（2）実施状況の報告等

ア 事業実施者は、毎事業期間終了後（事業期間が1年を超える場合は1年経過後ごと）60日以内に、別記様式第2-1号により実施状況報告書を作成し、水漁機構を経由して水産庁長官に提出するものとする。

イ 事業実施者は、認定復興計画に基づき1事業期間から5事業期間までにおいて、毎事業期間終了後（事業期間が1年を超える場合は1年経過後ごと）60日以内に、別記様式第3-1号により事業結果報告書を作成し、アに準じて提出するものとする。ただし、水産庁が契約漁業者の会計処理の都合等やむを得ないと認める場合は、この限りではない。

ウ 事業実施者は、水産庁長官が漁業経営の改善等の事業実績の確認を行うために必要と認める場合において、契約漁業者の経営状況の変化等を示す資料について、水産庁の指定する方法により遅滞なく報告をしなければならないものとする。

7-2 手続等（第1の1の（3）の事業）

（1）事業実施計画の承認等

- ア 事業実施者は、事業期間ごとに生産費用等算定基準（漁船漁業と養殖業との兼業に取り組む場合にあっては、漁業に関しては操業費用等算定基準）に従って、認定復興計画に基づく新たな生産体制による養殖生産に必要な人件費、施設利用料等の費用を算出するものとする。
- イ 事業実施者は、2-2の（1）のただし書きの場合を除き、アにより算出した金額を支払う生産契約等を養殖業者と締結するものとする。
- ウ 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業期間ごとに別記様式第1-2号（漁船漁業と養殖業との兼業に取り組む場合にあっては別記様式第1-3号）によるがんばる漁業・養復業復興支援事業実施計画を水漁機構を經由して水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。
- エ 水産庁長官は、次の要件が満たされていると認める場合には、当該実施計画を承認するものとする。
- （ア）認定復興計画に沿った内容であること。
 - （イ）1、2-2、3-2及び4-2に規定された内容を満たしていること。
 - （ウ）生産契約等において、事業実施者が、契約養殖業者及び養殖生産活動に従事する者に対して、養殖生産に最善の努力を払うよう管理する義務を課すとともに、生産状況が好ましくないと判断した時は生産契約等を解除することを定めていること。
 - （エ）助成金の対象とする費用が第2-2の1の規定に合致していること。
 - （オ）生産契約等に基づき契約養殖業者に支払う生産費用等が、生産費用等算定基準に合致していること。
 - （カ）契約養殖業者が事業期間終了後も養殖業経営を継続する意志を有していることが、事業実施者によって確認されていること（2-2の（1）のただし書きの場合にあっては、事業実施者が養殖業経営を継続する意志を有していること）。
 - （キ）交付等要綱第5の2に規定する者であって、交付等要綱の別表の区分2の経費3の（3）に定める補助率のただし書による定額補助を受ける契約養殖業者が事業期間中に2-2の（2）の養殖生産に係る養殖共済及び特定養殖共済に加入しないことが、事業実施者によって確認されていること。
 - （ク）事業実施者及び契約養殖業者が本事業の趣旨を理解し、水産庁による本事業の成果等情報の利用に同意していること。なお、過去に本事業の利用実績を有する者である場合は、実施計画の申請のあった日から過去5年間において本要領等の規定に反する行為を行っていないこと。
 - （ケ）実施計画の申請のあった日から過去1年間において漁業に関する法令の違反に係る刑事罰又は行政処分を受けていないこと。
 - （コ）実施計画の申請のあった日から過去1年間において海事関係法令（海上交通の安全の確保を目的とした海上交通安全法（昭和47年法律第115号）、船舶法（明治32年法律第46号）、船舶安全法（昭和8年法律第11号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）等の法令をいう。）違反による死亡災害が発生していないこと。
- オ 事業実施者は、エの承認を受けた実施計画を変更する場合には、ウ及びエに準じて処理するものとする。ただし、別添2-2で規定する助成金対象経費であって承認された

総経費の30パーセント以上の増減を伴わない軽微な計画変更を行おうとする場合には、事前に水産庁及び水漁機構と協議の上、速やかに水産庁長官へ報告することで足りるものとする。

(2) 実施状況の報告等

ア 事業実施者は、毎事業期間終了後（事業期間が1年を超える場合は1年経過後ごと）60日以内に、別記様式第2-2号（漁船漁業と養殖業との兼業に取り組む場合にあつては別記様式第2-3号）により実施状況報告書を作成し、水漁機構を經由して水産庁長官に提出するものとする。

イ 事業実施者は、認定復興計画に基づき1事業期間から5事業期間までにおいて、毎事業期間終了後（事業期間が1年を超える場合は1年経過後ごと）60日以内に、別記様式第3-2号（漁船漁業と養殖業との兼業に取り組む場合にあつては別記様式第3-3号）により事業結果報告書を作成し、アに準じて提出するものとする。ただし、水産庁が契約養殖業者の会計処理の都合等やむを得ないと認める場合は、この限りではない。

ウ 事業実施者は、水産庁長官が養殖経営の改善等の事業実績の確認を行うために必要と認める場合において、契約養殖業者の経営状況の変化等を示す資料について、水産庁の指定する方法により遅滞なく報告をしなければならないものとする。

第2 助成金の交付等（第1の1の（1）及び（2）の事業）

交付等要綱第4の2の（1）に規定する助成金の交付は、以下によるものとする。

1 助成金の対象費用

この事業において助成金の対象とする費用の範囲は、別添2-1のとおりとする。

2 助成金の交付

(1) 事業実施者は、第1の7の（1）のウの承認を受けたときは、別記様式第4号により1事業期間における助成金交付申請計画を作成し、水漁機構に提出するものとする。この際、最初に交付申請できる額は、当該事業期間の助成金の所要額の2割以内の額とするが、1航海当たりの航海日数が長期にわたるなどの理由により、それによりがたい場合には、事前に水産庁及び水漁機構に協議するものとする。

(2) 水漁機構は、事業実施者から、助成金交付申請計画書の提出があつた場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別記様式第5号により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。この際、特に第1の3の（1）のただし書により1事業期間が1年を超える場合については、漁業・養殖業復興支援事業助成勘定の資金状況を十分に勘案するものとする。

(3) 事業実施者は、（2）で了承された助成金交付申請計画に基づき、この事業に要する経費について別記様式第6号により概算払を請求することができるものとする。

(4) 水漁機構は、了承した助成金交付申請計画書に基づき事業実施者から概算払請求書の提出があつた場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

(5) 事業実施者は、この事業の実施に充てるための特別会計を設け、水漁機構から助成金の交付を受けた場合には、この特別会計に繰り入れて管理するものとする。

- (6) 事業実施者は、1事業期間の事業終了後、別記様式第7号の助成金精算報告書に第1の7の(2)のアの実施状況報告書を添付して水漁機構に提出するものとする。
- (7) 水漁機構は、事業実施者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、適宜事業実施者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、水漁機構に対し、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

3 助成金の額の確定

- (1) 水漁機構は、第1の7の(2)のアに基づき事業実施者から提出された実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別記様式第8号により当該確定した額（以下「確定額」という。）を事業実施者に対して通知するものとする。
- (2) 水漁機構は、実施状況報告書の内容を確認するために必要と認めたときは、事業実施者に対してこの事業に係る証拠書類の提出を命じることとし、事業実施者は、これに応じなければならない。
- (3) 水漁機構は事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- (4) 水漁機構が事業実施者に対し(3)の命令をしたときは、水漁機構は、その返還すべき助成金に係る納付期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 助成金の返還

(1) 返還すべき助成金の額

ア 事業実施者は、運転経費等助成金の確定額を全額返還するものとする。ただし、事業実施者が交付等要綱第5の2に規定する者であって、事業の終了を第1の5の(1)によるものとした場合は、返還すべき助成金の額は、確定額から別添2-1に規定する事業管理費の額を差し引いた額（以下「返還対象額」という。）とする。

イ アのただし書の場合において、認定復興計画に基づく当該事業期間の漁獲物販売代金の総額が返還対象額を下回る場合には、その差額の3分の1（新船導入による漁業の収益性向上の事業にあつては、3分の2）に相当する額と販売に係る代金の総額との合計を返還すべき助成金の額とする。また、認定復興計画に基づく当該事業期間の漁獲物販売代金の総額が返還対象額を上回った場合において、事業実施者が次事業期間以降も事業を継続するときには、アの規定にかかわらず、返還対象額及び漁獲物販売代金の総額と返還対象額との差額の2分の1（新船導入による漁業の収益性向上の事業にあつては10分の9）に相当する金額とする。

(2) 助成金の返還

水漁機構は、第2の3の(1)により助成金の額を確定したときは、速やかに実施状況報告書を基に返還すべき助成金の額を決定し、事業実施者に対し、別記様式第8号の額の確定通知と併せて助成金の返還を命令するものとする。ただし、災害、事故その他特別の事情がある場合にあつては、水漁機構が水産庁長官に協議し、水産庁長官が認めた額を返

還すべき助成金の額とする。

第2—2 助成金の交付等（第1の1の（3）の事業）

交付等要綱第4の2の（1）に規定する助成金の交付は、以下によるものとする。

1 助成金の対象費用

この事業において助成金の対象とする費用の範囲は、別添2—2のとおりとする。

2 助成金の交付

- （1）事業実施者は、第1の7—2の（1）のウの承認を受けたときは、別記様式第4号により1事業期間における助成金交付申請計画を作成し、水漁機構に提出するものとする。
- （2）水漁機構は、事業実施者から、助成金交付申請計画書の提出があった場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別記様式第5号により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。この際、1事業期間が1年を超える場合については、漁業・養殖業復興支援事業助成勘定の資金状況を十分に勘案するものとする。
- （3）事業実施者は、（2）で了承された助成金交付申請計画に基づき、この事業に必要な経費について別記様式第6号により概算払を請求することができるものとする。
- （4）水漁機構は、了承した助成金交付申請計画書に基づき事業実施者から概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- （5）事業実施者は、この事業の実施に充てるための特別会計を設け、水漁機構から助成金の交付を受けた場合には、この特別会計に繰り入れて管理するものとする。
- （6）事業実施者は、1事業期間の事業終了後、別紙様式第7号の助成金精算報告書に第1の7—2の（2）のアの実施状況報告書を添付して水漁機構に提出するものとする。
- （7）水漁機構は、事業実施者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、適宜事業実施者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、水漁機構に対し、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

3 助成金の額の確定

- （1）水漁機構は、第1の7—2の（2）のアに基づき事業実施者から提出された実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別記様式第8号により当該確定した額（以下「確定額」という。）を事業実施者に対して通知するものとする。
- （2）水漁機構は、実施状況報告書の内容を確認するために必要と認めたときは、事業実施者に対してこの事業に係る証拠書類の提出を命じることとし、事業実施者は、これに応じなければならない。

4 助成金の返還

（1）返還すべき助成金の額

水漁機構は事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を

超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。加えて、助成金の確定額から別添 2-2 に規定する事業管理費の額を差し引いた額の 5 分の 1 に相当する金額を返還すべき助成金の額とする。ただし、事業実施者が交付等要綱第 5 の 2 に規定する者であって、交付等要綱の別表の区分 2 の経費 3 の (3) に定める補助率のただし書きによる定額補助を受ける者が返還すべき助成金の額については、以下によるものとする。

ア 返還すべき助成金の額は、確定額から別添 2-2 に規定する事業管理費の額を差し引いた額（以下「返還対象額」という。）とする。ただし、実施計画に基づく当該事業期間の養殖生産物の販売に係る代金の総額が返還対象額を下回った場合には、その差額の 10 分の 1 に相当する額と養殖生産物の販売に係る代金の総額との合計を返還すべき助成金の額とする。

イ 事業期間中の津波等の災害により、養殖生産物が全損又はそれに準ずる被害を受けた場合であって、水産庁長官が特に認める場合には、(1) の規定にかかわらず、実施計画に基づく当該事業期間の養殖生産物の販売に係る代金の総額を返還すべき助成金の額とする。

ウ 実施計画に基づく当該事業期間の養殖生産物販売代金の総額が返還対象額を上回った場合において、事業実施者が次事業期間以降も事業を継続するときには、(1) の規定にかかわらず、返還対象額及び養殖生産物販売代金の総額と返還対象額との差額の 2 分の 1 に相当する金額とする。

(2) 助成金の返還

ア 水漁機構は、第 2-2 の 3 の (1) により助成金の額を確定したときは、速やかに実施状況報告書を基に返還すべき助成金の額を決定し、事業実施者に対し、別記様式第 8 号の額の確定通知と併せて助成金の返還を命令するものとする。

イ 事業実施者は、(1) により水漁機構から命じられた返還期日までに第 1 の 4-2 の (1) の勘定から助成金を返還しなければならない。

ウ 事業実施者は、当該勘定の資金の額が返還すべき助成金の額に満たないときは、不足額を自己負担することにより返還することのほか、契約養殖業者と協議の上、契約養殖業者にその一部又は全部を負担させることにより、助成金を返還することができるものとする。

エ 水漁機構は、(1) の返還期日までに事業実施者から助成金の返還が行われなかった場合には、速やかに水産庁長官に報告するとともに、事業実施者に対して返還に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 3 事業の対象（第 1 の 1 の (1) 及び (2) の事業）

事業の対象者は、交付等要綱第 5 の 1 又は第 5 の 2 に規定するものであって、以下のいずれかに該当する漁業者とする。

1 漁業の収益性向上の事業

(1) 福島県に住所又は事業場を有する漁業者

(2) 近隣県（青森県、岩手県、宮城県、茨城県又は千葉県をいう。以下同じ。）に住所又は

主たる事業場を有し、サンマ、スルメイカ、サケ等の長期的不漁の影響を受けている者であって、この影響を克服するため、単一の資源に頼らない漁獲対象種・漁法の複数化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、複数漁法が可能な多目的船の導入等の抜本的な操業・生産体制の改革による収益性向上に取り組もうとする漁船漁業者

- (3) 近隣県に住所又は主たる事業場を有し、10パーセント以上の収益性（収入を経費で除いたものをいう。）の向上を目指す漁業者であって、主たる操業水域が青森県下北郡東通村尻屋崎突端から正東の線と千葉県南房総市野島崎突端から正東の線との両線間における太平洋の海域の沖合域であり、当該水域における平成31年（5月からは令和元年）から令和3年までの3年間の平均漁獲量又は漁獲金額が5割以上を占める者

2 福島県沿岸における漁業の生産回復の事業

- (1) 福島県に住所又は事業場を有する漁業者（震災前漁獲量の5割以上への回復を目指す沿岸漁業者及び沖合底びき網漁業者に限る。）
- (2) 隣県（茨城県、宮城県）に住所又は事業場を有し、原発事故以前に福島県沖での操業実績を有する漁業者（沿岸漁業者（沖合底びき網漁業を含む）に限る。）であって、原発事故の影響によりこれを中断していたものの、計画的に福島県沖の操業を再開した又は再開しようとする漁業者又は当該漁業者が所属するグループ

第3-2 事業の対象（第1の1の（3）の事業）

事業の対象者は、交付等要綱第5の1又は第5の2に規定するものであって、以下のいずれかに該当する者であるものとする。

- 1 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受けて養殖経営に支障を来していると認められる福島県又は近隣県に住所又は事業場を有する養殖業者
- 2 東日本大震災による被災が原因で収益性が悪化している養殖業者であって、やむを得ない事情によりがんばる漁業・養殖業復興支援事業にこれまで参加することが出来なかった福島県又は近隣県に住所又は事業場を有する養殖業者
- 3 漁船漁業から養殖業への転換や漁船漁業と養殖業との兼業に取り組む者
- 4 福島県又は近隣県に住所を有する養殖業者の元従業員（漁家子弟を含む）であって、新たに養殖業に着業する者
- 5 上記1～4に該当する者と協業して復興計画を行う全国の養殖業者

第4 その他

- 1 水漁機構は、事業の適切な実施のため、この実施要領に定めるもののほか、水産庁長官の承認を得て定める諸規程に基づいて、事業を実施するものとする。
- 2 水産庁長官は、第1の1の（2）の事業について、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受けて収益性が悪化し、操業又は漁業経営に支障を来している漁業者による生産回復の状況等を踏まえ、事業の必要性について、少なくとも3年に1回は定期的に見直しを行うものとする。

附 則（令和 8 年 4 月 7 日付け 7 水推第 1635 号）

- 1 この通知は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 水管第 1820 号水産庁長官通知）及びがんばる養殖復興支援事業実施要領（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 水推第 744 号水産庁長官通知）は廃止する。
- 3 この通知の施行前に認定を受けた漁業復興計画又は養殖復興計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 この通知の施行の際現にあるがんばる漁業復興支援事業実施要領及びがんばる養殖復興支援事業実施要領による様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 5 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当面の間、これを取り繕って使用することができる。

【別記様式第1-1号】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた〇〇〇〇復興計画に基づき、がんばる漁業・養殖業復興支援事業のうち、がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）第1の1の（1）の漁業の収益性向上の事業（又は第1の1の（2）の福島県沿岸における漁業の生産回復の事業）を実施したいので、同要領第1の7の（1）のウの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業対象漁業種類

3. 事業を行う船舶

- (1) 船名及び総トン数 :
- (2) 所有者等氏名 :
- (3) 所有者等住所 :
- (4) 船 団 構 成 :
- (5) 漁 船 登 録 番 号 :
- (6) 進 水 年 月 日 :
- (7) 建 造 価 格 :
- (8) 造船所の名称及び住所 :
- (9) 購 入 先 :
- (10) 購 入 価 格 :
- (11) 改 造 し た 内 容 :
- (12) 改 造 年 月 日 :
- (13) 改 造 価 格 :
- (14) 改 造 し た 造 船 所 の :

名 称 及 び 住 所

※ (9) から (14) までは中古船の場合で該当する時のみ記入すること。

4. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間： 年 月 日から 年 月 日までの 年間（3年以内）

(注) 集団操業計画に基づく事業を実施する場合には、最初に事業を開始した日から起算した事業実施期間（3年6か月以内）を別紙に記載するとともに、各船ごとの事業実施期間（3年以内）も併せて追記すること。

本計画の事業期間： 年 月 日から 年 月 日まで（第 事業期間）

5. 根拠地及び水揚げ港

根拠地：

水揚げ港：

6. 事業項目

※ 復興計画に記載された取組の内容を記載すること（別紙の添付でも可）。

7. 事業経費の積算内訳

（操業費用等補助分）

（単位：円）

区 分	計 画 額	備 考
操業費用等経費		（積算内訳） （補助対象経費×補助率）
事業管理費		（積算内訳）
消 費 税		（積算内訳）
事業経費合計		

（運転経費等助成分）

区 分	計 画 額	備 考
燃 油 費		（積算内訳）
主燃油持込金利		（積算内訳）
え さ 代		（積算内訳）
氷 代		（積算内訳）
魚 箱 代		（積算内訳）

その他の資材費		(積算内訳)
販 売 費		(積算内訳)
その他の経費		(積算内訳)
消 費 税		(積算内訳)
事業経費合計		

【別記様式第1-2号】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた〇〇〇〇復興計画に基づき、がんばる漁業・養殖業復興支援事業のうち、がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）第1の1の（3）の養殖業の振興に資する事業を実施したいので、同要領第1の7-2の（1）のウの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 養殖種類

2. 養殖漁場

3. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間： 年 月 日から 年 月 日までの 年間（3事業期間以内）

本計画の事業期間： 年 月 日から 年 月 日まで（ 事業期間）

4. 事業内容

(1) 参加する養殖業者

(2) 取組内容

(3) 施設等の利用計画

施設等の種類	施設の規模	施設数	養殖生産・加工処理見込み（トン）	備考

5. 事業経費の積算内訳

(単位：円)

区 分	計 画 額	備 考
生産費用等		(積算内訳)
水道光熱代		(積算内訳)
種苗代		(積算内訳)
餌代		(積算内訳)
養殖用資材代		(積算内訳)
器具・備品代		(積算内訳)
修繕費		(積算内訳)
魚箱・氷代		(積算内訳)
販売費		(積算内訳)
その他の経費		(積算内訳)
事業管理費		(積算内訳)
消費税		(積算内訳)
事業経費合計		

【別記様式第1-3号】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた〇〇〇〇復興計画に基づき、がんばる漁業・養殖業復興支援事業のうち、がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）第1の1の（3）の養殖業の振興に資する事業を実施したいので、同要領第1の7-2の（1）のウの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間： 年 月 日から 年 月 日までの 年間
本計画の事業期間： 年 月 日から 年 月 日まで（第 事業期間）

2. 漁業に関する計画

(1) 事業のコンセプト

(2) 事業対象漁業種類

(3) 取組を行う船舶

- ① 船名及び総トン数：
- ② 所有者等氏名：
- ③ 所有者等住所：
- ④ 船 団 構 成：
- ⑤ 漁 船 登 録 番 号：
- ⑥ 進 水 年 月 日：
- ⑦ 建 造 価 格：
- ⑧ 造船所の名称及び住所：
- ⑨ 購 入 先：
- ⑩ 購 入 価 格：
- ⑪ 改 造 し た 内 容：
- ⑫ 改 造 年 月 日：
- ⑬ 改 造 価 格：
- ⑭ 改 造 し た 造 船 所 の：

名称及び住所

※⑨から⑭までは中古船の場合で該当する時のみ記入すること。

(4) 根拠地及び水揚げ港

根拠地 :

水揚げ港 :

(5) 取組項目

※ 認定復興計画に記載された取組のうち、本計画で実施する内容を記載すること（別紙の添付でも可）。

(6) 事業経費の積算内訳

(操業費用等補助分)

(単位:円)

区 分	計 画 額	備 考
操業費用等経費		(積算内訳) (補助対象経費×補助率)
事業管理費		(積算内訳)
消 費 税		(積算内訳)
事業経費合計		

(運転経費等助成分)

区 分	計 画 額	備 考
燃 油 費		(積算内訳)
主燃油持込金利		(積算内訳)
え さ 代		(積算内訳)
氷 代		(積算内訳)
魚 箱 代		(積算内訳)
その他の資材費		(積算内訳)
販 売 費		(積算内訳)

その他の経費		(積算内訳)
消費税		(積算内訳)
事業経費合計		

3. 養殖業に関する計画

(1) 養殖種類

(2) 養殖漁場

(3) 施設等の利用計画

施設等の種類	施設の規模	施設数	養殖生産・ 加工処理見込み (トン)	備考

(4) 事業経費の積算内訳

区 分	計 画 額	備 考
生産費用等		(積算内訳)
水道光熱代		(積算内訳)
種苗代		(積算内訳)
餌代		(積算内訳)
養殖用資材代		(積算内訳)
器具・備品代		(積算内訳)
修繕費		(積算内訳)

魚箱・氷代		(積算内訳)
販売費		(積算内訳)
その他の経費		(積算内訳)
事業管理費		(積算内訳)
消費税		(積算内訳)
事業経費合計		

※ 漁船漁業と養殖業との兼業に取り組む場合において、漁業に係る経費と養殖に係る経費を区別できる場合は、漁業に係る経費は2の(6)により記載すること。

【別記様式第2-1号】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施状況報告書
(第 事業期間)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け (番号) で承認のあった漁業の収益性向上の事業 (又は福島県沿岸における漁業の生産回復の事業) の実施状況について、がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領 (令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知) 第1の7の(2)のアの規定に基づき、報告します。

記

1. 事業実施状況の概要

2. 事業に用いた船舶

船名及び総トン数：
所有者等氏名：
所有者等住所：

3. 事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4. 事業に要した経費

(操業費用等補助分)

(単位：円)

区分	計画額	実績額	備考
操業費用等経費			
事業管理費			
消費税			
事業経費合計			

(運転経費等助成分)

(単位：円)

区分	計画額	実績額	備考
燃油費			
主燃油持込金利			
えさ代			
水代			
魚箱代			
その他の資材費			
販売費			
その他の経費			
消費税			
事業経費合計			

【別記様式第2-2号】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施状況報告書
(第 事業期間)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け (番号) で承認のあった養殖業の振興に資する事業の実施状況について、がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領 (令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知) 第1の7-2の(2)のアの規定に基づき、報告します。

記

1. 事業実施状況の概要

2. 事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 事業に要した経費

(単位：円)

区 分	計 画 額	実 績 額	備 考
生産費用等			
水道光熱代			
種苗代			
餌代			
養殖用資材代			
器具・備品代			
修繕費			
魚箱・氷代			
販売費			
その他の経費			
事業管理費			
消費税			
事業経費合計			

4. 販売の内訳

販売年月	販売数量 (トン)	販売金額 (円)	備 考 (生産物及び主な販売先)
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
合 計			

(赤字補填方式の場合のみ使用)

5. 助成金の返還方法（事業期間の養殖生産物販売代金の総額が返還対象額を上回った場合のみ）当該事業期間の養殖生産物販売代金の総額が実施要領第2-2の4に規定する返還対象額を上回りましたが、返還対象額及び養殖生産物販売代金の総額と返還対象額との差額の2分の1に相当する金額を返還し、次事業期間の以降の事業を継続します。

【別記様式第2-3号】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施状況報告書
(第 事業期間)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け (番号) で承認のあった養殖業の振興に資する事業の実施状況について、がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領 (令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知) 第1の7-2の(2)のアの規程に基づき、報告します。

記

1. 事業実施状況の概要

2. 事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 漁業に関する事業実施状況

(1) 事業に用いた船舶

船名及び総トン数:

所有者等氏名:

所有者等住所:

(2) 事業に要した経費

(操業費用等補助分)

(単位:円)

区分	計画額	実績額	備考
操業費用等経費			
事業管理費			
消費税			
事業経費合計			

(運転経費等助成分)

(単位:円)

区分	計画額	実績額	備考

燃 油 費			
主燃油持込金利			
え さ 代			
氷 代			
魚 箱 代			
その他の資材費			
販 売 費			
その他の経費			
消 費 税			
事業経費合計			

(3) 販売の内訳

販売年月	販売数量 (トン)	販売金額 (円)	備考 (主たる魚種及び水揚港等)
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
合 計			

(4) 助成金の返還方法（本要領第1の5の(1)の規定により事業を実施する場合であって、事業期間の漁獲物販売代金が返還対象額を上回ったが事業を継続するときのみ）

当該事業期間の漁獲物販売代金が実施要領第2の4に規定する返還対象額を上回りましたが、返還対象額及び漁獲物販売代金の総額と返還対象額との差額の○分の○に相当する金額を返還し、次事業期間以降も事業を継続します。

4. 養殖に関する事業実施状況

(1) 事業に要した経費

区 分	計 画 額	実 績 額	備 考
-----	-------	-------	-----

生産費用等			
水道光熱代			
種苗代			
餌代			
養殖用資材代			
器具・備品代			
修繕費			
魚箱・氷代			
販売費			
その他の経費			
事業管理費			
消費税			
事業経費合計			

(2) 販売の内訳

販売年月	販売数量 (トン)	販売金額 (円)	備考 (生産物及び主な販売先)
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
合 計			

(赤字補填方式の場合のみ使用)

(3) 助成金の返還方法 (事業期間の養殖生産物販売代金の総額が返還対象額を上回った場合のみ) 当該事業期間の養殖生産物販売代金の総額が実施要領第2-2の4に規定する返還対象額を上回りましたが、返還対象額及び養殖生産物販売代金の総額と返還対象額との差額の2分の1に相当する金額を返還し、次事業期間の以降の事業を継続します。

【別記様式第3-1号】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業結果報告書
(第 事業期間)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日まで実施した漁業の収益性向上の事業（又は福島県沿岸における漁業の生産回復の事業）について、がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）第1の7の（2）のイの規定に基づき、報告します。

記

1. 事業の概要

2. 事業対象漁業種類

3. 事業に用いた船舶等
船名及び総トン数：
所有者等氏名：
所有者等住所：

4. 事業の期間
年 月 日から 年 月 日まで

5. 事業結果

(1) 事業項目ごとの検証

大事項	中事項	現状と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果（数値）	取組内容の履行状況	終了時の事業効果（数値）	計画との比較	計画と相違がある場合その要因（理由）及び改善策

<記入に当たって>

- ・「大事項」「中事項」「現状と課題」「取組記号・取組内容」「見込まれる効果」欄には、認定復興計画の内容を記入すること。
- ・「取組内容の履行状況」欄には、助成期間において計画した取組の履行内容を記入すること。
- ・「終了時の事業効果」欄には、計画策定時に見込まれていた効果に準じてその実績を記入すること。
- ・「計画との比較」欄には、認定復興計画と助成期間終了後との比較した結果を記入すること。
- ・「計画と相違がある場合その要因（理由）及び改善策」欄には、目標を上回った要因又は下回った要因を分析の上、詳細に記入し、改善策については、原則として地域復興協議会で検討した改善策を記入すること。

(2) 収支の検証

(単位：水揚量はトン、その他は千円)

	震災前の状況 (又は地域の 同じ漁業種類 若しくは類似 の経営体の状 況)	復興 1年目 計画	1年目 実績	比較 増減	復興 2年目 計画	2年目 実績	比較 増減	復興 3年目 計画	3年目 実績	比較 増減	復興 4年目 計画	4年目 実績	比較 増減	復興 5年目 計画	5年目 実績	比較 増減
収入																
収入合計																
水揚量																
水揚高																
その他収入																
経費																
経費合計																
(減価償却費を除く)																
人件費																
燃油代																
修繕費																
漁具費																
保険料																
公租公課																
販売経費																
その他経費																
減価償却費																
利益																
償却前利益																

※ 「震災前の状況（又は地域の同じ漁業種類若しくは類似の経営体の状況）」欄においては、事業実施者が交付等要綱第5の2に該当する場合は、「地域の同じ漁業種類若しくは類似の経営体の状況」について記載すること。

- ※ 計画策定時、1年目から5年目の計画欄においては、認定復興計画の数値を記載すること。
- ※ 各年次の実績については計画策定時と同様の考え方で記載すること。
- ※ 比較増減欄には、同一年次の計画と実績を比較（実績／計画）した結果を記載すること（0.95、1.10などと記載し、小数第3位を四捨五入すること。）。
- ※ 税込／税抜を記載すること。

(3) 次世代船建造の見通し（新船導入による漁業の収益性向上の事業の場合）

償却前利益 百万円	×	次世代船建造までの 年数 年	>	船価 百万円
------------------	---	--------------------------	---	---------------

- ※ 「償却前利益」は、事業期間中の取組状況をもとに数値を記載し、数値の根拠を欄外に記載すること。
- ※ 「次世代船建造までの年数」及び「船価」は、認定復興計画の年数及び金額を記入すること。
- ※ 償却前利益等の増減で次世代船建造の見通しが復興計画と相違がある場合には以下にその要因等を記入すること。

（復興計画との相違等の主な理由）

(3) 収益性向上の評価（既存船活用による漁業の収益性向上の事業の場合）

- ※ 償却前利益について、地域の実情に応じて代船の取得までの年数を踏まえた評価を記載すること。

(3) ○○漁業における生産回復の状況（福島県沿岸における漁業の生産回復の事業の場合）

	震災前の 状況	復興 1年目 計画	1年目 実績	比較 増減	復興 2年目 計画	2年目 実績	比較 増減	復興 3年目 計画	3年目 実績	比較 増減	復興 4年目 計画	4年目 実績	比較 増減	復興 5年目 計画	5年目 実績	比較 増減
操業日数 操業回数 水揚量 （魚種別内 訳）																

生産回復の評価

【別記様式第3-2号】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業結果報告書
(第 事業期間)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日まで実施した養殖業の振興に資する事業について、がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）第1の7-2の（2）のイの規定に基づき、報告します。

記

1. 事業の概要

2. 養殖対象種

3. 事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで（全○事業期間）

4. 事業結果

(1) 事業項目ごとの検証

大事項	現状と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果（数値）	取組内容の履行状況	終了時の事業効果（数値）	計画との比較	計画と相違がある場合 その要因（理由）及び改善策

<記入に当たって>

- ・「大事項」「現状と課題」「取組記号・取組内容」「見込まれる効果」欄には、認定復興計画の内容を記入すること。
- ・「取組内容の履行状況」欄には、助成期間において計画した取組の履行内容を記入すること。
- ・「終了時の事業効果」欄には、計画策定時に見込まれていた効果に準じてその実績を記入すること。
- ・「計画との比較」欄には、認定復興計画と助成期間終了後との比較した結果を記入すること。
- ・「計画と相違がある場合その要因（理由）及び改善策」欄には、目標を上回った要因又は下回った要因を分析の上、詳細に記入し、改善策については、原則として地域復興協議会で検討した改善策を記入すること。

(2) 収支の検証

(単位：水揚量はトン、その他は千円)

	震災前の 状況 (又は地 域の同じ 養殖種類 若しくは 類似の経 営体の状 況)	復興 1期目 計画	1期目 実績	比較増 減	復興 2期目 計画	2期目 実績	比較増 減	復興 3期目 計画	3期目 実績	比較増 減	復興 4期目 計画	4期目 実績	比較増 減	復興 5期目 計画	5期目 実績	比較増 減
収入																
収入合計																
水揚量																
水揚高																
その他収入																
経費																
経費合計																
(減価償却費 を除く)																
人件費																
燃油代																
修繕費																
漁具費																
保険料																
公租公課																
販売経費																
その他経費																
減価償却費																
利益																
償却前利益																

- ※ 「震災前の状況（又は地域の同じ養殖種類若しくは類似の経営体の状況）」欄においては、事業実施者が交付等要綱第5の2に該当する場合は、「地域の同じ養殖種類若しくは類似の経営体の状況」について記載すること。
- ※ 計画策定時、1事業期間目から5事業期間目の計画欄においては、認定復興計画の数値を記載すること。
- ※ 各年次の実績については計画策定時と同様の考え方で記載すること。
- ※ 比較増減欄には、同一年次の計画と実績を比較（実績／計画）した結果を記載すること（0.95、1.10などと記載し、小数第3位を四捨五入すること。）。
- ※ 税込／税抜を記載すること。

【別記様式第3-3号】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業結果報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日まで実施した養殖業の振興に資する事業について、がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）第1の7-2の（2）のイの規程に基づき、報告します。

記

1. 事業の概要

2. 事業の期間、本計画の事業期間、本報告の対象期間

事業の期間 : 年 月 日から 年 月 日まで (全 事業期間)
本計画の事業期間 : 年 月 日から 年 月 日まで (第 事業期間)
本報告の対象期間 : 年 月 日から 年 月 日まで

3. 事業に用いた船舶等

船名及び総トン数 :
所有者等氏名 :
所有者等住所 :

4. 養殖対象種

5. 事業結果

(1) 事業項目ごとの検証

大事項	現状と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果（数値）	取組内容の履行状況	終了時の事業効果（数値）	計画との比較	計画と相違がある場合 その要因（理由）及び改善策

<記入に当たって>

- ・「大事項」「現状と課題」「取組記号・取組内容」「見込まれる効果」欄には、認定復興計画の内容を記入すること。
- ・「取組内容の履行状況」欄には、助成期間において計画した取組の履行内容を記入すること。
- ・「終了時の事業効果」欄には、計画策定時に見込まれていた効果に準じてその実績を記入すること。
- ・「計画との比較」欄には、認定復興計画と助成期間終了後との比較した結果を記入すること。
- ・「計画と相違がある場合その要因（理由）及び改善策」欄には、目標を上回った要因又は下回った要因を分析の上、詳細に記入し、改善策については、原則として地域復興協議会で検討した改善策を記入すること。

(2) 収支の検証

① ○○漁業

(単位：水揚量はトン、その他は千円)

	震災前の 状況 (又は地 域の同じ 漁業種類 若しくは 類似の経 営体の状 況)	復興 1期目 計画	1期目 実績	比較増 減	復興 2期目 計画	2期目 実績	比較増 減	復興 3期目 計画	3期目 実績	比較増 減	復興 4期目 計画	4期目 実績	比較増 減	復興 5期目 計画	5期目 実績	比較増 減
収入																
収入合計																
水揚量																
水揚高																
その他収入																
経費																
経費合計																
(減価償却費 を除く)																
人件費																
燃油代																
修繕費																
漁具費																
保険料																
公租公課																
販売経費																
その他経費																
減価償却費																
利益																

償却前利益																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ※ 「震災前の状況（又は地域の同じ漁業種類若しくは類似の経営体の状況）」欄においては、事業実施者が交付等要綱第5の2に該当する場合は、「地域の同じ漁業種類若しくは類似の経営体の状況」について記載すること。
- ※ 計画策定時、1事業期間目から5事業期間目の計画欄においては、認定復興計画の数値を記載すること。
- ※ 各年次の実績については計画策定時と同様の考え方で記載すること。
- ※ 比較増減欄には、同一年次の計画と実績を比較（実績／計画）した結果を記載すること（0.95、1.10などと記載し、小数第3位を四捨五入すること。）。
- ※ 税込／税抜を記載すること。

② ○○養殖

(単位：水揚量はトン、その他は千円)

	震災前の 状況 (又は地 域の同じ 養殖種類 若しくは 類似の経 営体の状 況)	復興 1期目 計画	1期目 実績	比較増 減	復興 2期目 計画	2期目 実績	比較増 減	復興 3期目 計画	3期目 実績	比較増 減	復興 4期目 計画	4期目 実績	比較増 減	復興 5期目 計画	5期目 実績	比較増 減
収入																
収入合計																
水揚量																
水揚高																
その他収入																
経費																
経費合計																
(減価償却費 を除く)																
人件費																
燃油代																
修繕費																
漁具費																
保険料																
公租公課																
販売経費																
その他経費																
減価償却費																
利益																
償却前利益																

③ ①〇〇漁業と②〇〇養殖の合算

(単位：水揚量はトン、その他は千円)

	震災前の 状況 (又は地 域の同じ 養殖種類 若しくは 類似の経 営体の状 況)	復興 1期目 計画	1期目 実績	比較増 減	復興 2期目 計画	2期目 実績	比較増 減	復興 3期目 計画	3期目 実績	比較増 減	復興 4期目 計画	4期目 実績	比較増 減	復興 5期目 計画	5期目 実績	比較増 減
収入																
収入合計																
水揚量																
水揚高																
その他収入																
経費																
経費合計																
(減価償却費 を除く)																
人件費																
燃油代																
修繕費																
漁具費																
保険料																
公租公課																
販売経費																
その他経費																
減価償却費																
利益																
償却前利益																

【別記様式第4号】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業助成金交付申請計画書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（番号）で水産庁長官から承認のあったがんばる漁業・養殖業復興支援事業実施計画について、がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）第2の2の（1）（又は第2-2の2の（1））の規定に基づき、当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願います。

記

1. 助成金の総額：

2. 助成金の申請計画

（操業費用等補助分）

（単位：円）

（運転経費等助成分）

（単位：円）

申請時期	申請額	備考（経費内訳）
計		

申請時期	申請額	備考（経費内訳）
計		

※養殖業の振興に資する事業にあつては以下を使用すること。

(漁船漁業と養殖業との兼業の取組にあつては、どちらも記載すること。)

(単位：円)

申請時期	申請額	備考(経費内訳)
計		

【別記様式第5号】

がんばる漁業・養殖復興支援事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（ 番号 ）で申請のあった貴〇〇が行う当該事業期間におけるるがんばる漁業・養殖復興支援事業に係る助成金交付申請計画について、申請のとおり交付することを了承したので、がんばる漁業・養殖復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）第2の2の（2）（又は第2-2の2の（2））の規定に基づき、通知します。

【別記様式第6号】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払されたく、がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）第2の2の（3）（又は第2-2の2の（3））に基づき、請求します。

記

（単位：円）

項目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 a-(b+c)	備考
操業費用等補助分					
運転経費等助成分					
合計					

※養殖業の振興に資する事業にあつては、漁船漁業と養殖業との兼業に取り組む場合を除き、合計額のみ記載

（振込口座）

項目	操業費用等補助分振込口座	運転経費等助成分振込口座
金融機関名 (支店名)		
預金種目 口座番号	普通・当座・その他	普通・当座・その他
口座名義		

【別記様式第7号】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業に係る助成金精算報告書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（番号）で水産庁長官から承認のあった、本〇〇が行った、がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施計画について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）第2の2の（6）（又は第2-2の2の（6））の規定に基づき、提出します。

記

(単位：円)

項目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (c)=(b-a-d)	既返還額 (d)	備考
操業費用等 補助分					

(単位：円)

項目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (c)=(b-d)	既返還額 (d)	備考
運転経費等 助成分					

※養殖業の振興に資する事業にあつては以下を使用すること。

(漁船漁業と養殖業との兼業の取組にあつては、どちらも記載すること。)

(単位：円)

項目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は返納額 (a)-(b)	既返還額 (c)	販売額等 (d)	備考
合計						

【別記様式第8号】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業の額の確定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで貴〇〇から提出のあったがんばる漁業・養殖業復興支援事業に係る助成金精算報告書及び水産庁長官に提出した実施状況報告に基づき、当該事業期間に係る助成金の額は、金 円と確定したので、がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け水推第1635号水産庁長官通知）第2の3の（1）（又は第2-2の3の（1））の規定に基づき、通知します。

また、同実施要領第2の4の（1）（又は第2-2の4の（1））の規定に基づく当該事業に係る返還すべき助成金の額を、下記のとおり定めたので、年 月 日までに助成金を返還してください。

なお、返還期日を過ぎても助成金の返還がされない場合には、同実施要領第2の3の（4）（又は第2-2の4の（2））の規定に基づき、延滞金を課すので予め御了知願います。

記

1. 操業費用等補助分

区分	金額	備考（積算根拠）
助成金確定額(a)	円	
既交付額(b)	円	
精算報告に基づく返納額(c) = (b) - (a)	円	
既返還額(d)	円	
返還額(c) - (d)	円	

振込先

金融機関名（支店名）	預金種目及び口座番号	口座名義
	普通・当座・その他	

2. 運転経費等助成分

区分	金額	備考（積算根拠）
助成金確定額(a)	円	
既交付額(b)	円	
精算報告に基づく返納額(c) = (b) - (a)	円	
既返還額(e)	円	
実施要領第2の4に基づく返還すべき助成金の額(f) = (a) - (e)	円	
総返還額(c) + (f)	円	

振込先

金融機関名（支店名）	預金種目及び口座番号	口座名義
	普通・当座・その他	

※養殖業の振興に資する事業にあつては1、2に代えて以下を使用すること
 (漁船漁業と養殖業との兼業の取組にあつては、どちらも記載すること。)

区 分	金 額	備考 (積算根拠)
助成金確定額(a)	円	
既交付額(b)	円	
精算報告に基づく返納額(c)	円	
販売額等(d)	円	
既返還額(e) (販売に基づく既返還額)	円	
実施要領第2-2の4に基づく 返還すべき助成金の額(f)	円	
返還額(c) + (f) - (e)※	円	

※交付等要綱第5の2に規定する者であつて、交付等要綱の別表の区分2の経費3の(3)に定める補助率のただし書による定額補助を受ける者の返還額は(c) + (d) + (f) - (e)

振込先

金融機関名 (支店名)	預金種目及び口座番号	口座名義
	普通・当座・その他	

※当該事業に係る消費税の還付金、原発補償金等が発生した場合にはその報告及び返還が必要となる。なお、報告の際、還付金については事業実施者の税理士等による本事業に係る還付金である旨の証明を、また原発補償金等については受領書等関係書類を添えて報告されたい。

【別添1-1】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業操業費用等経費算定基準

事業実施者が認定復興計画に基づき実施するがんばる漁業・養殖業復興支援事業に取り組む漁業者と操業契約等を締結する場合の漁業者に支払う操業費用等経費の算定については、特別の事情により別に定める場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

1. 減価償却費

減価償却費＝当該船舶の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合には、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1のとおりとする。

償却方法：定率法（省令第5条）とする。

ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた船舶については、旧定率法（省令第4条）とする。

償却率：省令別表第10のとおりとする。

ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に船舶を取得し、又は交付等要綱第4の1の（2）のウに基づく復興計画の認定を受けた場合は、省令別表第9のとおりとし、平成19年3月31日以前に取得された船舶については、省令別表第7のとおりとする。

2. 金利（建造借入金に係る金利）

金利＝当該船舶の帳簿価額×長期プライムレート

長期プライムレート：直近の長期プライムレートを適用する。

3. 損害保険料

損害保険料は、当該船舶が加入している船舶保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険）及び漁業施設共済の実績額とする。

4. 公租公課（固定資産税）

（1）主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3第5項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/6 \times 1.4/100$

（2）上記（1）以外のもの（地方税法第349条の3第6項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/2 \times 1.4/100$

5. 人件費

人件費は、給与費、航海日当、食料費、船員保険料及び福利厚生費の額の合計額とし、当該船舶に乗船予定の船員ごとの前年等の実績額にベースアップ率を乗じて得た額を基準とする。

ただし、外地を基地とする場合には、予備船員の給与及び船員交替旅費を算入することができるほか、認定復興計画に基づく人件費の範囲内の額とすることができる。

6. 修繕費

以下の算出式を用いるものとする。ただし、10パーセント以上の収益性の向上を目指す本要領第3の1の（3）に該当する対象者については、当該船舶の認定復興計画に基づく修繕費の範囲内の額とする。

修繕費＝（建造価格又は購入価格に改造費を加えた額）×修繕費率

修繕費率：下表の修繕費率

（修繕費率表）

経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率
0.5年	0.0200	6年	0.0855	12年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	13	0.1632

2	0.0411	8	0.1077	14	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	15～	0.1854
4	0.0633	10	0.1299		
5	0.0744	11	0.1410		

7. 消耗品費

消耗品費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の
使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

8. 主燃油持込金利

主燃油持込金利＝最大積載量×0.8×単価×短期プライムレート

単価：A重油（バージ渡し）京浜地区の直近の金額（デジタル物価版）を適用する。

短期プライムレート：直近の短期プライムレートを適用する。

9. 漁具等償却費

漁具等償却費は、漁具及び搭載機器等の償却費（漁具、機器ごとに設定）の合計額とする。

10. 補助油費

補助油費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の
使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

11. 通信費

通信費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使
用見込（期間）を乗じて得た額とする。

12. 漁船使用料

上記1から4に基づき算定した額又は使用料（実績額）のうち額が低いものとする。

なお、漁船使用料を計上した場合は、上記1から4の金額は計上しないものとする。

ただし、上記1から4のうち使用料（実績額）算定の対象となっていないものは計上できるも
のとする。

13. 一般管理費

一般管理費は、上記1から12までの金額の合計額に8パーセントを乗じて得た額とする。

14. 消費税

消費税は、上記1から13までの金額の合計額に10パーセントを乗じて得た額とする。

なお、消費税率が変更された際には、当該税率が適用される期間については、上記1から13ま
での金額の合計額に当該税率を乗じて得た額とする。

【別添1-2】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業生産費用等経費算定基準

がんばる漁業・養殖業復興支援事業の事業実施者が認定復興計画に基づき養殖業の振興に資する取組等を行う養殖業者と生産契約等を締結する場合の養殖業者に支払う生産費用等の算定については、特別の事情により別に定める場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

1. 養殖筏等の施設、漁船、漁具等（以下「施設等」という。）の減価償却費
減価償却費＝当該施設等の帳簿価額×償却率
なお、耐用年数が満了した場合においては、減価償却費の算定は行わない。
耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1及び第2のとおりとする。
償却方法：定率法（省令第5条）とする。ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、旧定率法（省令第4条）とする。
償却率：省令別表第10のとおりとする。ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた施設等については、省令別表第9のとおりとし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、省令別表第7のとおりとする。
2. 金利（施設等取得のための借入金に係る金利）
当該施設等の取得のための借入金に係る金利として、生産契約期間中に当該施設等所有者が支払う額とする。
3. 損害保険料
当該施設等が加入している損害保険料（漁業施設共済掛金を除く）のうち、当該施設等の所有者が負担する額とする。
4. 公租公課（固定資産税）
当該施設等に対して課される固定資産税の額とする。
5. 施設等利用料
施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額とする。
ただし、水産業協同組合が所有する共同利用施設等を組合員が利用する場合にあっては、施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額、又は、当該施設等について上記1から4までにより算定された額を利用者により按分した金額のいずれか低い方の金額とする。
6. 漁業権行使料
漁業権行使規則に基づき、漁業権の管理に要する経費の負担として、免許を受けている漁業協同組合に支払う行使料等の額とする。
7. 漁業共済掛金
当該施設等が加入している漁業施設共済掛金のうち、養殖業者が負担する額とする。（養殖共済、特定養殖共済、漁業施設共済等）
8. 人件費
認定復興計画に基づき算出される人件費とする。
9. 作業管理費
作業管理費は、上記1から8までの金額の合計額に8パーセントを乗じて得た額とする。
10. 消費税
消費税は、上記1から9までの金額の合計額に10パーセントを乗じて得た額とする。

注) 1 から 4 までは生産契約を締結する養殖業者自らが所有する施設等、5 は生産契約等を締結する養殖業者以外の者が所有する施設等に限る。

【別添 2-1】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業のうち漁業の収益性向上の事業及び福島県沿岸における漁業の生産回復の事業において対象とする費用の範囲

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
1 操業費用等経費	<p>以下に定める額の範囲内とする。</p> <p>① 新船導入による漁業の収益性向上の事業については別添 1-1 の操業費用等経費算定基準に規定する 1 から 14 までの合計額（以下「操業費用等経費算定額」という。）に 1/3 を乗じた額。ただし、10パーセント以上の収益性の向上を目指す本要領第 3 の 1 の（3）に該当する対象者の場合、操業費用等経費算定額に規定する 1 から 4 まで、6 から 14 までの合計額に 1/3 を乗じた額に、操業費用等経費算定額に規定する 5 の 20パーセントを別途加算した額とする。</p> <p>② 既存船活用による漁業の収益性向上の事業については、操業費用等経費算定額に 2/3 を乗じた額。ただし、10パーセント以上の収益性の向上を目指す本要領第 3 の 1 の（3）に該当する対象者の場合、操業費用等経費算定額に規定する 1 から 4 まで、6 から 14 までの合計額に 1/3 を乗じた額に、操業費用等経費算定額に規定する 5 の 2パーセントを別途加算した額とする。</p> <p>③ 福島県沿岸における漁業の生産回復の事業については、操業費用等経費算定額に 1/2 を乗じた額。ただし、新船を導入しない場合、操業費用等経費算定額に 2/3 を乗じた額とすることができる。</p> <p>なお、事業実施者自らが、認定復興計画に基づいて、漁業の収益性向上の事業又は福島県沿岸における漁業の生産回復の事業に取り組む場合にも、同様の経費を助成金対象経費とする。</p>	操業費用等補助金
2 燃油費	当該事業の実施のために要した運航に係る重油、軽油等の油代	運転経費等助成金
3 えさ代	漁獲に要したえさ代（撒き餌代を含む。）	
4 氷代	船上及び陸上（市場内に限る。）での漁獲物鮮度保持に要した氷代	
5 魚箱代	船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した容器代	
6 その他の資材費	船上及び陸上（市場内に限る。）での漁獲物鮮度保持に要した資材費（氷代を除く。）並びに船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した資材費（魚箱代を除く。）	
7 販売費	市場売りの場合における当該市場の市場手数料等販売のために要した経費とし、その他の場合には、販売金額の 5パーセント以内とする。	

<p>8 その他の経費</p> <p>9 消費税</p>	<p>当該事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの</p> <p>2から8までの経費に要した消費税額</p>	
<p>10 事業管理費</p> <p>11 消費税</p>	<p>当該事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業費全体の2パーセント以内とし、人件費の算定方法等については別添3によるものとする。 ただし、この事業の実施に当たり、新たに経理事務員を置く場合には、当該事務員に係る人件費を加算できる。</p> <p>10の経費に要した消費税額</p>	<p>操業費用等補助金</p>

【別添2-2】

がんばる漁業・養殖業復興支援事業のうち養殖業の振興に資する事業において助成金の対象とする費用の範囲

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
1 契約養殖業者へ支払う生産費用	別添1-2の生産費用算定基準のとおり。 なお、事業実施者自らが、認定復興計画に基づいて、養殖業の振興に資する取組等を行う場合にも、同様の経費を助成金対象経費とする。	1～12の 経費の総額の 1/5以内 ※交付等要綱 第5の2に規定 する者であ って、交付等 要綱の別表の 区分2の経 費3の
2 水道光熱代	養殖生産のために要した、水道、電気、ガス、燃油等の購入代金	(3)に定 める補助率の ただし書によ る補助を受け る者について は定額
3 種苗代	養殖用の種苗購入代金、真珠核購入代金 (採苗用母貝、原藻等の代金を含む。)	
4 餌代	養殖生産に要した餌の購入代金	
5 養殖用資材代	網、ロープ、浮子、医薬品等、養殖生産のために要した資材の購入代金	
6 器具・備品代	養殖生産のために要した、器具・備品等の購入代金(1件につき50万円未満のものに限る。)	
7 修繕費	養殖筏等の施設、漁船、漁具等の修繕のために要した経費	
8 魚箱・氷代	養殖生産物の運搬・選別・出荷・販売に要した魚箱等の資材及び養殖生産物の鮮度保持に要した氷等の資材の購入代金	
9 販売費	市場売りの場合には、当該市場の市場手数料等、販売のために要した経費 その他の場合には、販売金額の5パーセント以内とする。	
10 その他の経費	この事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの	
11 事業管理費	この事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業全体の2%以内とし、人件費の算定方法等については別添3によるものとする。 ただし、この事業の実施に当たり、新たに経理事務員を置く場合には、当該事務員に掛かる人件費を加算できる。	
12 消費税	2～11の経費に要した消費税額	

【別添3】

事業の管理に要する人件費の算定等について

事業の管理する人件費の算定方法や適正な執行等について、以下の方法によることとする。

1. 事業に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている事業における、事業に要する人件費とは、事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料、諸手当、賞与及び法定福利費をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$$

※1 時間単価

時間単価については、2に示す実績単価による算定方法により、事業従事者ごとに算出する。また、時間単価は交付決定時に算出するものとし、原則として補助金等の額の確定時に変更することはできない。

ただし、以下に掲げる場合は、補助金等の額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された場合等）
- ・交付先における出向者の人件費の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下「管理者等」という。）が当該補助事業等に従事した時間外労働の実績があった場合

また、上記のほか、地域別、業種別等の賃金水準の変動に伴い、交付先において賃金改定をした場合であって、実施中の補助事業に適用される時間単価が適当でないと認められるときは、別途交付先と協議の上、時間単価を変更することができる。その場合、交付先との協議は、事業完了予定年月日まで3か月以上ある場合に限り開始できるものとし、協議が調ったときは、当該賃金改定が適用された日（月を単位として適用された場合はその月）以降の人件費について、変更後の時間単価を適用するものとする。

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該事業に従事した実績時間のみを計上する。

② 管理者等

管理者等については、原則として、直接作業時間数の算定に当該事業に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該事業のためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該事業に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることができる。

- (2) 事業従事者が一の事業だけに従事することが雇用契約書等により明らかな場合は、当該事業従事者の人件費については、(1)によらず次のいずれかの計算式により算定することができる。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない従事期間は、日割り計算による。})$$

2. 実績単価による算定方法

事業に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法により算定する（円未満は切り捨て）

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績を用いるものとする。ただし、中途採用、雇用形態の変更等により前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績による算定が困難又は不適當な場合は、別途交付先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、給料（基本給等）、諸手当（管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当、期末手当等）及び賞与のうち、補助対象経費とされているものの年間合計額とし、時間外手当及び福利厚生面で補助として支給されているもの（食事手当等）は除外する（以下同じ。）。

・年間法定福利費は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分のうち、補助対象経費のみを対象とする（以下同じ。）。

・年間理論総労働時間は、年間総支給額の算定期間の営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する（した）} (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、交付先が負担した額しか計上できないことに注意する。

○管理者等の時間単価の算定方法

管理者等の時間単価は、原則として（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を補助金等の額の確定時に適用する。

（1）原則

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

（2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間実総労働時間}$$

- ・ 時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。
- ・ 年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計

3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

事業実施期間中の作業時間が記録された業務日誌を整備し、その作成に当たっては、当該事業以外の業務との重複がないことについて確認できるようにする。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所属 ○○○部 ××課		役職 ○○○○		氏名 ○○ ○○		時間外手当支給対象者か否か														
時	日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容	
	1				← A →				← B →												A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ	
	2				← A →				← A →			← C →									A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ	
	3				← D →				← B →			← A →									D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備	
	4				← A →																A(9.5h)○○調査現地調査	
	5				← A →				← D →													A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業
	30																					
	31																					
		勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○ 印																		合計 A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)		

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備する（当該業の従事時間と他の事業等及び自主事業等の従事時間との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業従事者本人が原則として毎日記載する（数日分まとめての記載や、他の者による記載等、事実と異なる記載がなされないよう適切に管理する。）。
- ③ 当該事業に従事した実績時間を記載する。なお、所定時間外労働（残業、休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・ 事業の実施に当たり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・ 事業の実施に当たり、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合（ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。）
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外する。
- ⑤ 当該事業における具体的な従事内容が分かるように記載する。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該事業のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業の従事状況を確認できるように区分して記載する。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

【参考1：漁業操業契約書等の例】

漁業操業に関する契約書

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が「がんばる漁業・養殖業復興支援事業」を実施するに当たり、漁業操業に関し、次のとおり契約を締結する。

（漁業操業）

- 第1条 乙は、〇〇復興計画（認定日： 年 月 日）に基づいて漁業操業を実施する。
- 2 乙は、漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱及びがんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領の定めに従うとともに、甲から求められた場合は当該事業に係る証拠書類の提出及び報告等を遅滞無く行うものとする。

（期間）

第2条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（使用漁船等）

第3条 〇〇復興計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な次に掲げる船舶（以下「漁船」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく漁業操業を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

船名：	機関の種類及び馬力数：
総トン数：	無線設備の有無：
漁業種類：	信号符字：
漁船登録番号：	船籍港：
船舶番号：	燃油最大積載量：
進水年月日：	船舶の使用権：（使用貸借権又は自己所有船）
船質：	

2 乙は、漁船に次に掲げる資格及び数の乗組員を乗船させ、欠員が生じた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（資格名称）	（船名： ）	（船名： ）	（合計）
船長	1	1	2
機関長	1	1	2
一等航海士	1	0	1
・			
・			
その他乗組員	10	5	15
合計	〇〇	〇〇	〇〇

- 3 乙は、漁船の乗組員が操業に専念し、最善の努力を払うよう管理を行うものとする。
- 4 この契約締結に伴う漁船の漁業操業開始の場所は〇〇港とする。
- 5 漁業操業開始の際、漁船の燃油積載量は、甲乙立合の上確認するものとする。
- 6 漁業操業期間満了に伴う漁業操業終了の場所は〇〇港とする。ただし、甲乙協議して変更できるものとする。
- 7 第8条の規定により解約した場合の漁業操業終了場所は、甲が原則として漁業操業終了の日の7日前までに乙に通知するものとする。

（費用等）

- 第4条 〇〇復興計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な漁業操業期間中の漁船の運航に要する燃油、魚箱、氷その他の事業に係る資材（個人的消費に供されるものを除く。）は、甲が直接支払うものとする。
- 2 前項の甲の支払いを除く一切の費用は、乙が支払うものとする。
- 3 使用終了の際、甲乙立合の上積載中の燃油の数量を確認し、前条第5項の規定により乙が積載した数量に不足する場合には、甲はその不足する数量の燃油を乙に返還するものとし、その数量を超える場合には、乙はその超える数量に相当する金額を甲に支払うものとする。

(漁獲物の帰属等)

第5条 本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物は、甲が認定復興計画に基づいて販売するものとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって前項の漁獲物及びその製品を管理するものとする。

(漁業操業費用の支払い)

第6条 本契約による漁業操業費用は、1か月金「 円」とし、甲は、当該漁業に係る費用のうち、1か月につき金「 円」(うち消費税額 円)を乙に支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものとする。

3 1か月に満たない漁業操業費用は日割計算とし、24時間未満の端数は1日として計算する。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

4 毎月の漁業操業費用について、甲は、乙から適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

5 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により漁業操業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

6 甲は、故意又は過失により支払期日までに漁業操業費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

7 本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物の販売代金は、本操業期間終了後に甲が返還する助成金額が不足しないよう配慮しつつ、第1項において決められた漁業操業費用の残額の支払いに充てることができるものとする。

8 第1項及び前項において甲から乙に支払われた金額で賄えない漁業操業費用については、乙の負担とする。

(不可抗力の免責等)

第7条 不可抗力により漁船が使用不能となった場合には、甲乙協議の上操業を終了するものとする。

2 前項の場合、甲は乙に実際に運航した日までに要した第6条に定める漁業操業費用を支払うものとする。

3 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は過失により第三者に与えた損害については、乙が負担するものとする。

(解約)

第8条 解約について

1. 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

(1) 乙がストライキ等により連続して20日以上の間運航しなかったとき。

(2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(3) 甲がこの契約を必要としなくなったとき。

(4) 自然災害等、漁船の乗組員の責に帰さない事由による場合を除き、操業状況が著しく好ましくないとき。

(5) 「がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領」(令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知)第1の5の(2)のアからキまでの規定により、水産庁長官から甲に対して当該事業の終了又は中止を命ぜられたとき。

(6) 乙が次の各号に該当すると認められるとき。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(7) 乙が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

ア 暴力的な行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。

3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第9条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た当事者の技術上・経営上の一切の秘密を外部に漏洩しないように厳重に管理するものとし、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。

(別途協議)

第11条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○○
○ ○ ○ ○

【参考 2：生産契約書等の例】

〇〇の養殖生産に関する契約書

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が「がんばる漁業・養殖復興支援事業」を実施するに当たり、〇〇の養殖生産に関し、次のとおり契約を締結する。

（〇〇の生産）

第1条 乙は、甲が策定した復興計画に基づいて〇〇の養殖生産を行い、得られた生産物を全て甲に納入するものとする。

（期間）

第2条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（養殖用施設等）

第3条 復興計画に基づいて乙が行う〇〇の養殖生産活動に必要な筏等の施設及び漁船（以下「養殖用施設等」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく養殖生産を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、使用する養殖用施設等を維持しなければならない。

3 第1項の規定によって甲の確認を受けた養殖用施設等が使用不能となった場合においては、乙は、速やかに、その旨を甲に通知するとともに、これに代わる養殖用施設等を手配し甲の確認を受けるものとする。

（資材等）

第4条 復興計画に基づいて乙が行う〇〇の養殖生産活動に必要な種苗、餌、燃油及びその他の資材並びに器具・備品（個人的消費に供されるものを除く。以下「資材等」という。）は、甲の負担により、乙に供給するものとする。

2 乙は、必要とする資材等の数量を〇日前までに書面によって甲に対し通知し、甲は書面を受領後、速やかに要求された資材等を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は、甲から資材等の引渡しを受けたときは、甲に対して受領証を交付するものとする。

4 第1項の規定によって甲が乙に供給した資材等の所有権は、甲に帰属するものとし、乙は、これらの資材を本契約に基づく養殖生産活動にのみ使用するものとする。

5 乙は、甲から資材等の引渡しを受けた後、資材等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。これらを第三者に対して、譲渡若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

6 乙は、甲から種苗の引き渡しを受けた後、これを適切に管理するものとし、養殖生物に斃死又は疾病等が発生したときは、直ちに、甲にその状況を報告し、甲乙協議の上対応を決定するものとする。

7 甲より引渡しを受けた資材等（種苗及び養殖物を除く。）が滅失又は毀損したときは、乙は、直ちに、甲にその状況を通知し、甲の指示に従うものとする。

8 前項の滅失又は毀損が、乙の責めに帰すべき事由によって生じたときは、乙は、甲にその賠償金を

支払わなければならない。

9 乙は、甲から引き渡しを受けた資材等の使用状況について甲から報告を求められたときは、速やかに、甲に報告するものとする。

10 乙は、甲から引き渡しを受けた資材等のうち、契約期間終了時において未使用のものについては、速やかに、これを甲に返納しなければならない。

(生産物の帰属)

第5条 本契約に基づく養殖生産によって得られた生産物は、全て乙に帰属するものとする。

※乙が交付等要綱第5の2に規定する者であって、交付等要綱の別表の区分2の経費3の(3)に定める補助率のただし書きによる定額補助を受ける場合は、「本契約に基づく養殖生産によって得られた生産物は、全て甲に帰属するものとする。」とすること。

(検品)

第6条 甲は、生産物を受領後、速やかに、規格及び数量の検査を行い、乙にその結果を通知するものとする。

(生産費用等の支払い)

第7条 甲は、〇〇の養殖生産費用等として、金「」（うち消費税額 円）を乙に支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものである。

3 甲は、乙から適法な支払い請求書を受領した日から〇日以内に、生産費用等の支払いを行うものとする。

4 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により生産作業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

5 甲は、故意又は過失により支払期日までに養殖生産費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

(解約)

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

(1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(2) 第3条第3項に規定する場合において、乙がこれに代わる養殖用施設等を手配できないとき。

(3) 自然災害その他生産活動に従事する者の責に帰さない事由による場合を除き、生産状況が著しく好ましくないとき。

(4) 「がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領」（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）第1の5-2の(1)又は(2)の規定により、水産庁長官が甲に対して当該事業の終了又は中止を命じたとき。

2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した

日に、この契約は終了する。

3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第9条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(別途協議)

第10条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。この契約締

結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○○
○○○○